

尾張旭市監査公表第6号

令和2年12月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年1月6日付け2こ第300号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

こども子育て部こども課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
ピンポンパン教室用の備品購入（電気製品3台）において、契約金額がそれぞれ10万円を下回るとして請書を省略しているが、一度の発注が10万円を超えているので、尾張旭市契約規則第29条第2項により請書を徴収する必要がある。また同規則第25条の2により2人以上の者から見積書を徴収する必要がある。	一度の発注が10万円を超える場合には、請書を徴収するとともに、2人以上の者から見積書を徴収するよう徹底します。